

豊橋市まちづくり市民会議設置要綱

(設置)

第1条 豊橋市総合計画の推進に当たり、広く市民の意見を反映させるため、豊橋市まちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 総合計画に関する助言や提案に関すること。
- (2) まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する助言や提案に関すること。
- (3) 人口ビジョンに関する助言や提案に関すること。
- (4) 総合計画の効果検証に関すること。
- (5) その他まちづくり全般に関すること。

(組織)

第3条 市民会議は、産業界、行政機関、大学、金融機関、労働団体及びその他市長が認める者であつて市長が委嘱した者並びに政策企画課職員をもって組織する。

- 2 会長は、委員とは別に政策企画課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表のとおりとする。
- 4 任期は、市長が委嘱した日から当該年度末までとする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第4条 会長は、必要に応じて会議を招集する。

- 2 会議の議長は、政策企画課職員より選任した者をもって充てる。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない事由により会議に出席できない場合は、あらかじめ会長の承認を得て代理人を出席させることができる。
- 4 会長が必要と認めた時は、委員以外の者の会議への出席を求め意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 市民会議の事務局は企画部政策企画課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年５月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

豊橋市まちづくり市民会議 委員名簿

	区 分	所 属	役 職
1	産業	豊橋商工会議所	
2	産業	豊橋農業協同組合	
3	学識経験者	豊橋技術科学大学	学識経験者
4	学識経験者	愛知大学	学識経験者
5	学識経験者	豊橋創造大学	学識経験者
6	金融	豊橋信用金庫	
7	労働	連合愛知豊橋地域協議会	
8	メディア	豊橋ケーブルネットワーク（株）	
9	教育	豊橋市小中学校 PTA 連絡協議会	
10	情報技術	豊橋市デジタル化推進アドバイザー	
11	行政	愛知県	